

会 議 要 旨

1 会 議 名 第5期北九州市人権施策審議会 第5回会議

2 議 題

- (1) 平成 28 年度の人権教育の取り組みについて
- (2) 平成 28 年度の人権啓発の取り組みについて
- (3) 部落差別の解消の推進に関する法律の施行等について
- (4) 北九州市人権行政指針の改訂について

3 開催日時 平成29年3月1日(水) 14時00分 ~ 16時30分

4 開催場所 北九州市人権推進センター 研修室

5 出席した者

(委 員) 稲積謙次郎会長ほか委員10人 計11人

(事務局) 保健福祉局長ほか事務局関係者10人 計11人

6 議題、議事の概要

(1)平成28年度の人権教育の取り組みについて

教育委員会人権教育担当課長より、今年度実施した、社会教育の取組みである地域研修、企業研修、人権学習講座、啓発指導者育成等について、それぞれの事業内容について説明。主な質問や意見はなかった。

(2)平成28年度の人権啓発の取り組みについて

人権文化推進課長から、今年度実施した人権啓発活動の取組み内容について説明。

【主な質問や意見】

○ 養成講座にはどういう方々が参加しているのか

(回答)一番多いのは、市民センター館長。市民センターで人権研修や人権講座を
実践してもらっている。他には、企業の人権担当者や市の指定管理の人権担
当者が参加している。

(3)部落差別の解消の推進に関する法律の施行等について

同和対策課長より、平成28年12月に施行された同法の説明を受けた。

【主な質問や意見】

○ 法律の中に、国民の責務がないのはどうしてか。人権教育・啓発に関する法律に
はうたわれている。

(回答)議員立法であり、国民の責務については当然のこととして法に掲げなくても理解できるという前提である。国や地方公共団体については、これまで取組んできたが、依然として差別が解消されてないことをふまえ、改めて行政の責務を示したという趣旨のものである。

- ネット上の差別発言など懸念される。書き込みを認知した場合の対応マニュアルなどあるのか。

(回答)内容に応じて、法務局に依頼して、削除要請をする。広域的なものであれば、全国的組織である全国人権同和行政促進協議会を通じて削除要請していくこととしている。

(4)北九州市人権行政指針について

人権文化推進課長より、前回会議における委員意見のまとめについて説明を受け、指針の今後についての質問や意見交換を行った。

【主な質問や意見】

- 人権相談について
 - ・実効性のある相談支援機能の充実
 - ・窓口の再整理 ・しきいの低い窓口づくり ・市民への周知徹底 を
- 高齢者の人権について
家庭の中での高齢者の人権問題は見えにくい。地域レベルでの関わりが必要。より啓発を高めては。高齢者の自己決定権を尊重するという視点があるといい。介護する人の心のケアも必要と思う。
- 人権課題を縦割りで扱うことが多い。それぞれの課題について横串の視点が重要と感じる。指針の中にその必要性が表れるといい。
- インターネットの人権について
他の人権課題につながる場所でもあるのでもう少し内容を増やしてはどうか。風評被害、いじめなどの具体例も記載してはどうか。

(問い合わせ先)

北九州市保健福祉局人権推進センター人権文化推進課

電話番号 (562-5010)